

橋本市人権尊重の社会づくり審議会長 様

橋本市長 平木 哲朗

諮問

橋本市人権尊重の社会づくり条例（平成18年条例第5号）第4条第3項の規定に基づき、平成20年3月策定の「橋本市人権施策基本方針」の改訂及び施策の推進について、貴審議会の意見を求めます。

諮問理由

本市は、橋本市人権尊重の社会づくり条例に基づき、人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策を総合的に進めるため、平成17年3月に橋本市人権施策基本方針を策定し、平成18年3月1日の合併とその後の社会状況の変化を勘案し、当該基本方針を平成20年3月に改訂しました。

その後、日本国憲法の基本的人権の享有を柱とし、近年「障害を理由とする差別の解消に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」など人権に関する法律が施行されていますが、あいかわらず児童虐待やいじめなど子どもの人権課題、女性や高齢者、障がい者などに関わる様々な人権侵害や部落差別などの差別事件が起こっている現実があり、またインターネットによる新たな人権侵害やLGBTなど新たな人権課題も生じています。

つきましては、本市における人権施策を総合的に推進するため、基本方針及び施策の推進について、ご意見を賜りたく貴審議会に諮問します。